

投票行動を通じた地方政治調査業務委託仕様書

1. 業務名

投票行動を通じた地方政治調査業務委託

2. 業務の目的

本年度実施の統一地方選挙及び参議院議員通常選挙における有権者の投票行動や投票誘因要素等を把握、分析し、奈良県域における特性を明らかにし、奈良県の投票率の向上をはじめとした奈良県の地方政治の活性化につなげる。

3. 委託業務の概要

ア 有権者調査（アンケート調査）の実施

① 委託内容

・県内有権者の投票行動や投票誘因要素等（選挙意識や県政への関心度・期待度、効果的な選挙啓発等）の調査・集計を行う。当該集計結果をもとに、下記⑤の有識者が県内有権者の特徴等を分析するので、その内容を盛り込んだ報告書を作成する。

② 調査方法

・県内在住の有権者2,000人を対象として、選挙人名簿から無作為抽出で郵送調査を行う。

③ 調査準備

・標本抽出作業に係る市町村との連絡調整及び選挙人名簿閲覧、調査対象者の抽出を行う。
・選挙人名簿閲覧に係る手数料は受託者の負担によるものとする。

④ 調査票等の作成、印刷・発送及び回収

・下記⑤の有識者が検討する質問項目をもとに、調査票を作成すること。（見積書には、質問項目は30問～35問程度として積算すること。）
・調査対象者には、葉書による督促状兼お礼状を送付すること。
・発送・返信及び督促状兼お礼状の送付にかかる費用はすべて受託者の負担とする。
・調査票返信先は、受託者あてとする。
・回答率は50%以上を目標とし、回答率を高めるための方策を検討し、実施すること。

⑤ 有識者との連携・監修

・本件業務の実施に当たっては、委託者が提示する投票行動や地方政治に関し見識を有する有識者（大学教員）の監修を受けることとし、監修に要する費用（謝金・旅費等）が発生する場合は、すべて受託者の負担とする。

イ 調査結果の入力・集計及び報告書の作成

・調査結果の入力・集計（単純集計及びクロス集計）を行い、集計表を作成すること。
・県内有権者の特徴等の分析は、上記⑤の有識者が実施するので、その実施結果を盛り込んだ報告書を作成すること。
・以下の成果品を下記期限までに委託者に提出すること。

単純集計表 令和元年11月29日(金)

クロス集計表 令和元年12月25日(水)

報告書 令和2年3月25日(水)

※印刷物(20部)と併せて、電子媒体(編集可能なデータ)でも提出すること。

4. 契約期間及び発注方法

(1) 契約期間

契約締結日から令和2年3月25日まで

(2) 発注

企画提案において、最も優秀と認められる提案を行った者を選定し、当該選定者と必要な協議を行ったうえで、業務委託契約を締結し、本件業務を発注する。

5. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 本件業務の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)に規定する権利を委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

6. 議事録作成

本件受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため委託者と協議しながら作業を進め、打合せ協議があった場合はその内容について議事録を作成し、委託者の確認を受けなければならない。

7. 業務上知り得た情報の秘密保持

本件受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

8. その他事項

- (1) 業務完了後、可及的速やかに調査対象者名簿等の個人情報(紙、電子データのすべて)を破棄し、又は消去し、復元できないように処理し、廃棄・消去証明書を提出すること。(任意様式)
- (2) 業務完了後、回収済みの調査票等は、委託者の指示に従い適正に処分すること。
- (3) 本業務を受注しようとする者は、別紙2の「個人情報取扱特記事項」、別紙3の「遵守事項」を理解した上で受注すること。

- (4) 本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、委託者の指示に従うこと。また、業務の実施につき、疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。
- (5) 調査票及び報告書の詳細は委託者と協議の上で決定すること。
- (6) 委託者が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (7) 調査に際し、許認可等が必要な場合は、申請等の手続きは、原則として受託者が行う。
- (8) 回答率が50%を大幅に下回る場合(2割以上の減)は、本件委託費について別途委託者と協議すること。

<別紙2> 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県(以下「甲」という。)の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別 紙3> 遵守事項

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。